

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年2月、第23回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

2番岡本委員から少し遅れるとの連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

開会時間は午前10時4分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号6番田端委員、7番田下委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について内容説明をいたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。資金面については、総事業費に対して全額自己資金とし、それを満たす残高証明書により確保が確認されております。なお、この申請は一時転用であり、復元計画書も提出されております。

調査区は、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、小川地区担当委員より報告をお願いします。

小川（内野

小川地区推進委員内野が調査報告します。現地調査は、2月24日午前9時00分から、小川地区農業委員3名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、東武東上線武蔵嵐山方面へ向かってホンダの独身寮からさらに300m程のところ到低いガードがありますがそのガード辺りで東武東上線の線路を挟んで北側と南側部分になります。北側についてはですが、梅が数本植わっていて管理されている状態です。南側は葎が立ち枯れている状況でした。一時転用ということ

であり、終了後は農地に戻すとのことなので、特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第1号申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

議案第1号申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。なお、この申請は一時転用であり、復元計画書も提出されております。また、資金計画については、12月審議し許可されたものの一部であり、新たな資金は発生いたしません。本来であれば、自己用住宅の転用許可申請とともに提出すべきであったが、近隣で探してなんとかしようと思っていたので、遅くなってしまったとのことでした。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（尾上

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、2月22日午前9時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、東武東上線とJR八高線が並走している北側の、宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かって約200m進んだところの右側になります。渡人である息子さんが住居建築のため受人の父親名義の土地についての申請になります。一般的に家を建てるにあたっては、一時的なので土地に面している道に車を止めて行ってしまいますが、通学路でもあるために安全安心ということ、また、近隣に迷惑がかからないようにとの考えで現在作物が作られておりますがその土地を利用したいとのことでした。特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(7番田下委員挙手)

議長

はい、田下委員

7番

議席番号7番田下です。一時転用で元に戻したという確認はするのですか。

事務局

完了報告していただき、現地確認をいたします。

議長

ほかに質疑等ございませんか。
ないようですので、採決いたします。議案第1号申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程3 議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目変更に対する委員会の意見について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について、説明いたします。

国土調査法による地籍調査を平成5年から進めておりますが、平成29年度は大字下古寺地内の一部・上古寺地内の一部を行い、登記簿地目が農地で、現況地目が農地以外にするにあたり町から農業委員会に意見を求められております。

(申請番号2番の内容を説明する。)

なお、調査地区は大河地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

2番

議席番号2番岡本が調査報告します。現地調査は、2月26日午前9時00分から、大河地区農業委員3名と推進委員2名、農業委員会事務局2名、地籍調査担当4名で行いました。全体を通してですが、杉やヒノキなどの黒木が植林されていてすでに15m位に成長し、年数もかなり経過しているものや、木々の間の細長いところで砂利で埋め立てられて年数がたっているもの。これについては年数経過もさることながら復元したとしても日照が悪く作物がなにも育たないようなところでした。また、昔は歩きや自転車利用のため道幅がそれほどなくても不便でなかったのですが、生活形態が変わり、車を使うようになってからはその幅では脱輪をしたりする恐れなどから拡張や隅

切りされているものであったり、宅地の敷地内として利用されているもの、物置や車庫などが建てられているもの、などでした。いずれの土地もここ数年に行われたわけではなく、かなりの年月が経過しており生活する上でやむを得ないと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(1番清水委員挙手)

議長 はい、清水委員

1番 議席番号1番清水です。農地から現況を宅地にしたり進入路を拡幅したりしてしまっているが、ペナルティなどなくてよいのか。

事務局 判断基準として、農地法以前に行われたものや悪意のあるものの時効は20年なのでそのくらい経過したようなもの、生活上やむを得ないようなものについてやむを得ず認める方向で仕方がないのではと思います。ただし、どう見ても最近行ってしまったようなものについては是正指導を要します。

議長 ほかに質問等ございませんか。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号について、承認の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号について、原案のとおり可決いたします。よって、議案第2号については町へやむを得ない旨回答いたします。

続きまして、日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長 ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長 特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程5 報告第2号農地の埋立（盛土）工事の施工について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地の埋立（盛土）工事の施工について報告いたします。

（申請番号1番の内容を報告する。）

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

（質問・意見なし）

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第23回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午前11時20分です。